

『申第26号・苦情処理会議の通知書に関する申し入れ』に対する窓口回答 会社は協約に則い団交と苦情処理会議を開催せよ！ 通知書の発行は苦情処理会議で決めることだ！

2月19日、『申第26号・苦情処理会議の通知書に関する申し入れ』について会社窓口から回答がありました。これまで苦情処理会議の通知書について、労使の主張が対立していたため発行できない状態が続いていましたが、1月24日の窓口折衝で会社はJ R 東海労の主張を全面的に受け入れた形で発行する旨の説明を行いました。しかし、窓口折衝での説明では協約に則っていないことから『申第26号』で団体交渉と苦情処理会議の開催を申し入れていたものです。

会社は『申第26号』について、「団体交渉事項にはあたらないので、団体交渉は開催しない。また、各地方苦情処理会議での議論は終了しているので、あらためて開催する考えはない」と回答しました。

本部は「通知書から最後の2行を削除するということは協約の解釈を会社を変えたということである」として団体交渉の開催を求めました。また「通知書の発行は苦情処理会議で決めることであって、本部・本社の幹事間で決めることではない」と主張し、再度苦情処理会議を開催することを求めました。

しかし会社は、本部の主張を受け入れることなく、一方的に「新幹線と関西の幹事に通知書について発行に応じる考えがあることを伝える」としたため、本部は「会社の主張は協約に則っていない。会社がきちんと手順を踏まない限り応じることはできない」としました。

以下、申し入れ内容と会社回答、および主な議論です。

『苦情処理会議の通知書に関する申し入れ』

会社は1月24日、J R 東海労に対し苦情処理会議における通知書について、これまでの会社主張を覆し、J R 東海労が「必要ない」と主張していた文言を削除して発行する旨の説明を行った。これまで苦情処理会議では通知書の内容をめぐる、労使の主張が対立し、通知書が発行できない状態が続いていた。

その対立とは、J R 東海労の「意見の一致を見るに至らず会議は終了した」ことが苦情処理会議の結果であるから、会社が苦情処理会議で提示した通知書から「従って基本協約第293条の定めにより、本件苦情申告については既に通知されたとおりとな

ることを通知します」とする部分の削除要請に対して、会社は、「削除すれば基本協約第293条に沿わない通知書になる」として、J R東海労の主張を頑なに拒み続けてきたものであった。

ところが、今回会社は「考え方はこれまでと変わらない」としながらも「協約の定めからも望ましくない」として、J R東海労の主張を全面的に受け入れた通知書を発行するとした。これは通知書が発行できない状態が協約に反していたことを会社自らが認めたものである。しかしこれまでの会社主張からすれば、会社が協約の解釈を変えたことは明らかである。

従って、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催すること。

記

1. 会社は従前の通知書から「従って基本協約第293条の定めにより、本件苦情申告については既に通知されたとおりとなることを通知します」とした部分を削除するとしたが、これは会社がこれまで「この文言がないと基本協約第293条の通りとならない」と主張していたことに矛盾している。会社は「考え方はこれまでと変わらない」「申告者から通知書の発行を求める苦情が申告されている」と理由を述べているが、これは明らかに会社が協約の解釈を変えたということである。早急に団体交渉を開催すること。会社が開催を拒否するならば第三者機関の活用も含め検討する。
2. 通知書の取扱いは、各地方苦情処理会議、中央苦情処理会議における問題であり、本部、本社幹事間の説明で済ませることは各苦情処理会議への介入である。通知書の取扱いについては、各苦情処理会議を再度開催すること。

以 上

＜申第26号に対する会社回答＞

申第26号については、団体交渉事項にはあたらないので、団体交渉は開催しない。また、各地方苦情処理会議、中央苦情処理会議での議論は終了しているので、あらためて開催する考えはない。なお、通知書は最後の2行を外した形で発行に応じる。通知書を受け取った後に異議申立をすれば中央苦情処理会議が開催されるので、その中で通知書の文言について経緯等を説明する。

＜主な議論＞

組合：通知書から最後の2行を削除するということは協約の解釈を会社を変えたということである。これは団体交渉を開催して議論するべきである。

また、通知書の発行については苦情処理会議で決めることである。本部・本社の幹事間で決めることではない。再度苦情処理会議を開催すること。

会社：協約には団体交渉事項が定められている。協約の改訂に関する事項はあるが、今回は該当しない。

組合：改訂ではないが解釈に関わる問題だ。

会社：会社の認識は変っていない。文言については貴側が主張する通りに行うが、会社の解釈は変っていない。結果の部分を書かなくても293条を満たしているとした。

組合：「対立」が確認できるということである。

会社：「撤回には至らなかった」ことが確認できるということである。

組合：組合としては2行がなくても「対立」が確認できると考えている。

会社：会社としては、対立してその結果がどうなるかを書かかないと通知できないと考えてきたが、貴側が2行がなくとも読み取れると主張していたので変えただけである。

組合：「読み取れる」というのは「対立」ということである。組合は苦情を解消するために苦情処理会議を開催している。苦情が撤回されないことは認められない。

会社：貴側は、結果を書かなくても「対立のまま終了した」ということは「結果」が変わらないということが読み取れるから、最後の2行はいらないと主張していたのではないか。

組合：それは会社の主張である。組合はあくまで「対立」が確認できれば十分と主張してきた。会社は明らかに解釈を変えたのだから団交を開催するべきである。

会社：会社としては、今回の件は苦情処理会議で通知書を発行するかどうかの実務上の話なので、団交事項にあたらないと考えた。苦情処理会議では通知書について議論してきたが平行線のままであった。通知書が発行できないことは望ましいことではないと考え、解消するために今回話しをしている。団交や苦情処理会議は協約に則り行っていくが、通知書が発行されれば異議申立ができる。中央苦情処理会議で議論することができる。その場で今回の経緯等の説明を行いたい。

組合：通知書の発行地方苦情処理会議の問題である。協約通り行うこと。

会社：地方苦情処理会議での議論は終了している。通知書については本部・本社で統一して話をした方が良く考えた。

組合：通知書の発行は苦情処理会議で決めることだ。本部・本社の幹事間で決めることはおかしい。

会社：今回の申し入れについて会社は協約に則り処理してきた。

組合：協約に則るのならば、苦情処理会議をもう一度開催するべきである。

会社：その様な考えはない。異議申立を行えば、中央苦情処理会議で説明を行う。

組合：対立である。協約通りに行うこと。

会社：会社としては、貴側の主旨を踏まえて問題の打開に向けて、最大限誠実に対応しているつもりである。これ以上のことを行う考えはない。貴側が通知の発行に応じることはできないというのならば、貴側の都合で応じないことを確認する。会社としては、新幹線と関西の幹事に「通知書について組合が主張する文言で発行に応じる考えがあること」を伝える。

組合：会社の主張は協約に則っていない。組合としては、会社がきちんと手順を踏まない限り応じることはできない。

本部は会社の対応に対して2月24日に『申第29号・苦情処理会議に関する申し入れ』を提出し、再度、団体交渉の開催と苦情処理会議の開催を求めました。

以 上